

湘南校舎
教職員各位

湘南校舎新型コロナ対策本部
ユニバーシティビューロー（健康推進担当）
宮崎誠司

陽性者・濃厚接触者の入構制限期間の変更について

政府は感染者増加に伴い欠勤を余儀なくされる濃厚接触者も急増し、社会経済活動を維持していくため濃厚接触者の待機期間を見直しました。湘南校舎では、陽性者・濃厚接触者に入構制限をしていましたが、陽性者・濃厚接触者の入構制限期間を以下のように変更いたします。陽性者の療養期間（入構制限期間）は10日のまま変更ありません。

感染は更なる拡大をみせており、今まで以上に個々の感染対策や集団としての感染対策が求められます。会食や感染が流行している場所に行かないなど感染リスクを回避すること、孤食・黙食を徹底すること、自身の健康観察の継続を行い体調不良時に他の人に接触しないこと、日常的に（不織布）マスクを着用すること、手洗いや手指衛生を徹底すること、活動時の3密を回避することをお願いします。特に、感染リスクの高い場面で活動されるときは十分注意して下さい。

- 陽性者の入構制限期間は「発症日から10日間が経過し、かつ症状消失から72時間経過した場合」「無症状者は陽性検体が採取された日から7日間が経過」とする。
- 濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）とする。
同居家族への対応：オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内のすべての同居者は濃厚接触者となります。同居者の待機期間については、感染した同居家族の発症日（無症状の場合は検体を採取した日）、または住居内で感染対策（家庭内でのマスク着用、物資の共用を避けるなど）を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）となります。
- 濃厚接触者のなかで、社会機能を維持するために必要な事業に従事するもののうち「湘南キャンパスにおいて教職員・学生の疾病・傷病の対応を行う業務に従事するもの」については、5日間を待たずに、検査が陰性であった場合には、待機期間を短縮できる取扱い（2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能）とする。

抗原定性検査キットとは、厚生労働省の薬事承認を受けた「体外診断用薬品・検査キット」のみ該当します。薬事承認をうけていない研究用検査キットは該当しません。無症状の方が抗原定性検査キットを用いて、陰性確認をする場合、唾液検体を用いた検査を用いることはできません。

社会機能を維持するために必要な事業とは「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に該当するもののいいます。

以上

上記に関わる問合せ corona@tsc.u-tokai.ac.jp または 健康推進室 0463-50-2007（直通）

(別添)事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。